経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

化学兵器禁止法に基づく
指定物質・有機化学物質等
電子届出（電子申請）マニュアル

２０２４年８月

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

追加　電子申請ファイルの主な変更点及び注意事項（2024年8月）

化兵法電子申請ファイルは２０２４年６月及び７月に更新版（Version 2.0.１）を公開しております**（Y16及びY21はVersion 2.0.0が最新となります）**。**以前の電子申請ファイルはご利用になれません**ので、更新版ファイルをご利用いただけますようお願いいたします。

- 以前の電子申請ファイルデータを、更新版電子申請ファイルに取り込み転記することができます。電子申請ファイルの「基本情報・事業所情報の作成」シートを選択し、画面上部の以下の項目欄で以前電子申請いただきました際の電子申請ファイルを選択して、「「基本情報・事業所情報の作成」シート取込」ボタンを押下、続けて「届出・申告書の作成」シートの取り込みを行うこともできます。
  この機能をご利用いただければ、更新版の電子申請ファイルに始めから入力しなおす必要はございません。過去データを取り込んだ後、変更箇所だけ修正していただければ容易に届出の準備ができますので、是非ご利用ください。

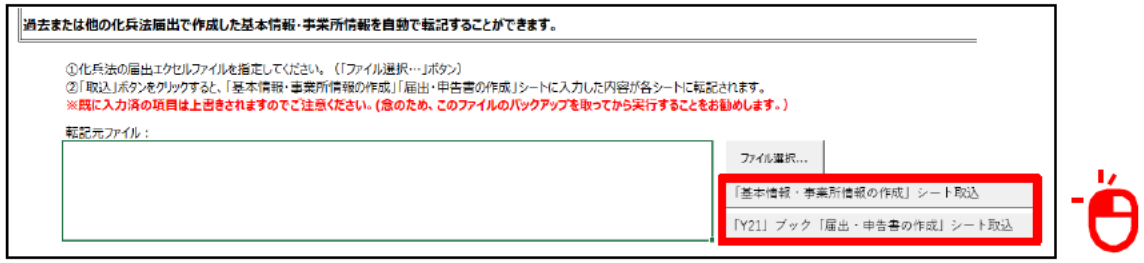

追加

- 製品分類コードの選択方法が、１行１選択する方法（最大５コードまで選択）から、製品分類コードテーブルから選択する方法（選択コード数に制限なし）となりました。

【旧入力方法】

【新入力方法】

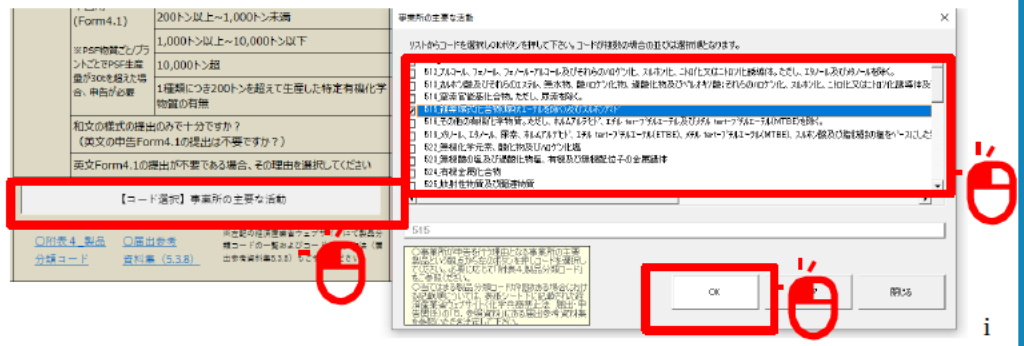

追加　電子申請ファイルの主な変更点及び注意事項(2023年8月)

- 「基本情報・事業所情報の作成」シートの「届出を行う事業所の情報を入力してください。」欄にあります「事業所の名称」は、「会社名 事業所名」で入力いただけますようお願いいたします（会社名が入っていない場合、エラーメッセージが表示されます。）

- 「基本情報・事業所情報の作成」シートの「届出を行う事業所の情報を入力してください。」欄にあります「都道府県」の英語表記は、「英語県名大文字・小文字変換」ボタンを押す度に変換されるようにしました。電子申請ファイルの自動入力シートにあります英文の申告Ｆｏｒｍの全体表記として、大文字表記に揃える場合でも、大文字・小文字で揃える場合でも表記を揃えていただくことができます。

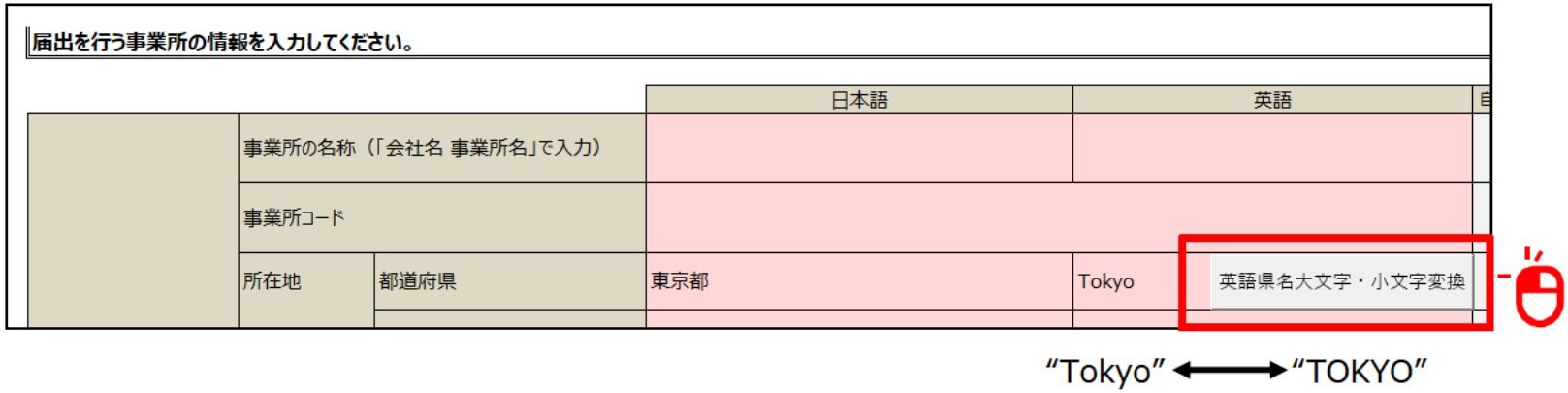

追加　電子申請ファイルの主な変更点及び注意事項(2023年8月)

電子申請ファイルはエクセルのマクロ機能を利用していますが、Microsoft社が提供する製品のセキュリティ強化のため、本電子申請ファイルも含め、インターネットから取得したファイルのマクロが無効化・ブロックされる仕様に変更されています。そのため、以下の手順で電子申請ファイルの最新版をダウンロードいただき、マクロを有効にしてご利用いただけますようお願いいたします。

① 経済産業省ウェブサイトのURL （※）をご確認いただき、当該ウェブサイトから電子申請ファイルをダウンロードしてください。

（※）経済産業省ウェブサイト（届出・申告関係）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

② ダウンロードされた電子申請ファイルを開きますと、以下の「セキュリティの警告」、「保護ビュー」、「セキュリティリスク」の情報が画面上部に表示される場合がありますので、それぞれ以下のとおり対処いただき、マクロを有効化していただけますようお願いいたします。

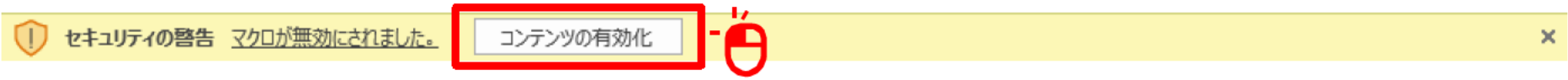

→ 「コンテンツの有効化」ボタンを押下してください。

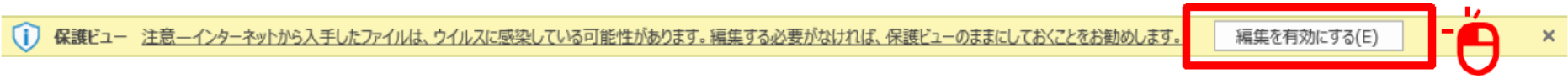

→ 「編集を有効にする（E)」ボタンを押下してください。

→ 電子申請ファイルを閉じて、次ページの手順で対処してください。

追加　電子申請ファイルの主な変更点及び注意事項（2023年8月）

以下の「セキュリティリスク」が表示される場合の対処方法：

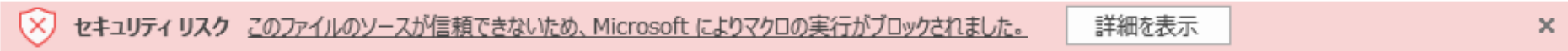

① まず、当該電子申請ファイルを閉じてください。
② ダウンロードした電子申請ファイル（例：Y21_Yuki-Jisseki.xlsm）をエクスプローラーで表示し、当該ファイルを右クリックして「プロパティ」を選択してください。
③ プロパティウィンドウ（「全般」タブ）の下部、「セキュリティ：このファイルは他のコンピューターから取得したものです。このコンピューターを保護するため、このファイルへのアクセスはブロックされる可能性があります。」と表示されている右側の「許可する（K）」のチェックボックスをクリックしてチェックを入れ、画面最下部の「ＯＫ」をクリックしてください。
④ 電子申請ファイルを開いてください。

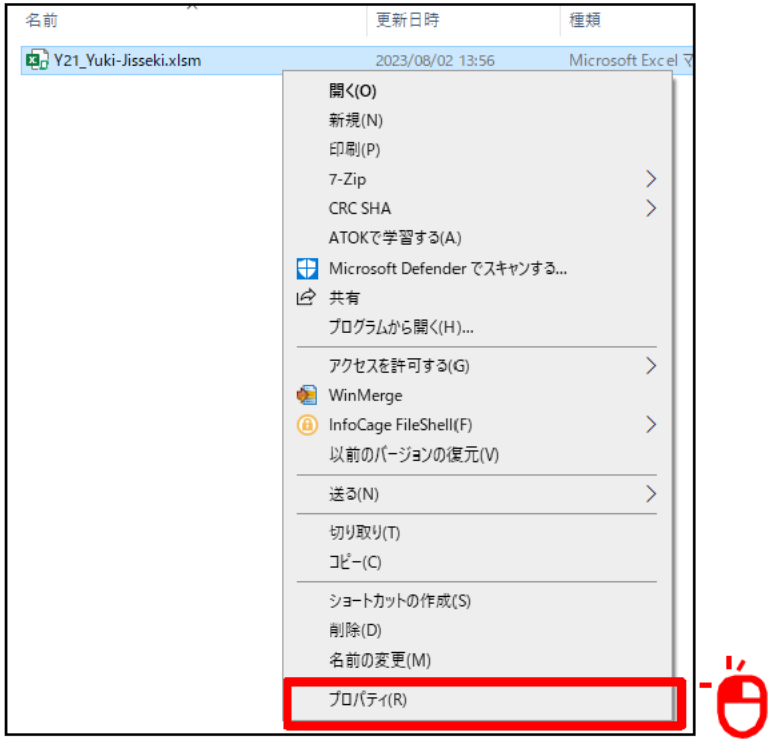

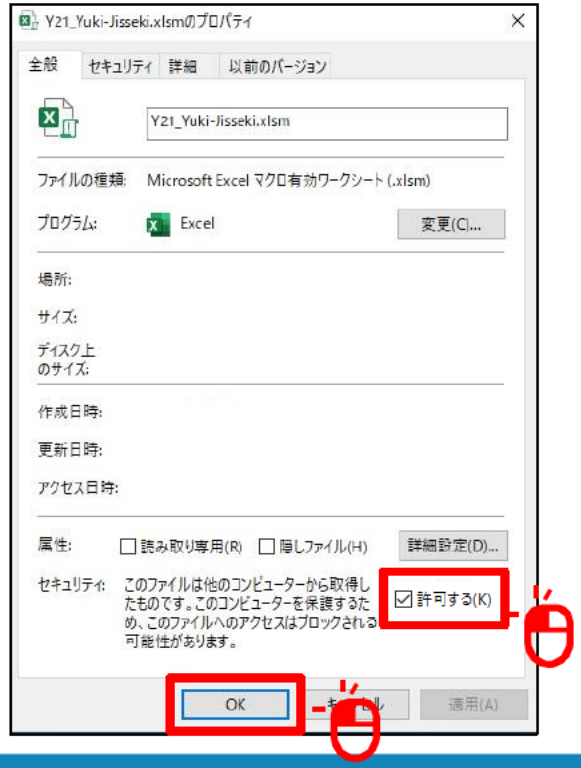

目次

1 全体概要 …… 3

2 事前準備

①「個別認証ID・パスワード」の取得 …… 4
② e-Gov ログイン用アカウントの取得（e-Gov を初めて使う方向け） …… 5
③「e-Gov 電子申請アプリケーション」インストール …… 6
④ e-Gov マイページ：利用者設定 …… 7

3 電子申請

① 電子申請ファイル …… 9
② 電子申請ファイル（ シートの入力） …… 10
③ 電子申請ファイル（主な注意事項） …… 11
④ e-Gov 電子申請ウェブサイトで電子申請ファイルを提出 …… 12

4 お問い合わせ先 …… 22

1 全体概要

- 化兵法の電子申請（電子届出）は、いつでも、どこからでも、
  ①電子申請ファイルを作成し、
  ②e-Govウェブサイトからログインして送信すれば完了
  （初めてe-Govウェブサイトをご利用される際は、gビズID等のログインアカウント取得が必要）
- 当該電子申請では、電子証明書は不要、個別認証ID・パスワードが必要
- ご希望の届出事業所・事業者には、個別認証ID及びパスワードに加え、過去に紙媒体等で届出をされている場合、直近届出データを一部入力済の電子申請ファイル（下書きファイル）を併せて提供可能（必要箇所だけ修正すれば完成）

事前準備：gビズID等取得（未取得の場合）、e-Govアプリインストール、個別認証ID・パスワード取得

①電子申請ファイルの内容を調整

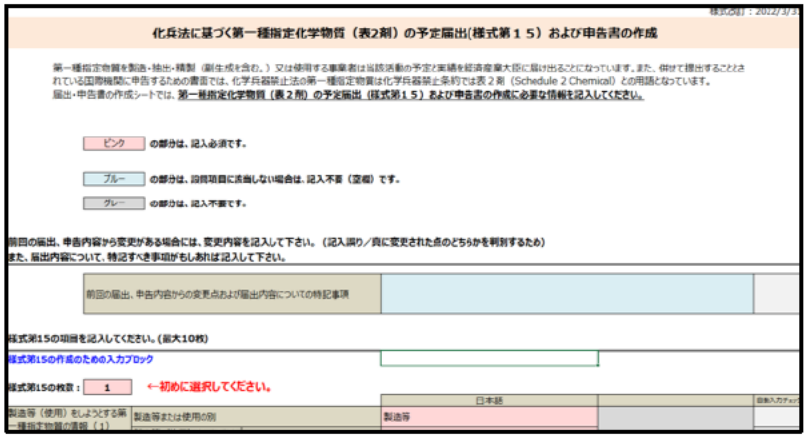

②ウェブで送信

2 事前準備（①「個別認証ID・パスワード」の取得）

- 経済産業省からエクセルファイルの「化兵法電子届出（電子申請）事前登録シート」を入手（最終ページのお問合せ先参照）
- 事前登録シートに必要事項を入力し、本人確認のため、直近過去の届出を添えてメール提出（詳細は当該登録シートに記載）
- 提出後、経済産業省から個別認証ID・パスワードを連絡

○化兵法電子届出（電子申請）事前登録シートイメージ

化学兵器禁止法第一種／第二種指定物質、有機／特定有機化学物質の電子届出（電子申請）事前登録シート

化学兵器禁止法に基づく第一種／第二種指定物質、有機／特定有機化学物質の電子届出（電子申請）への移行のため、**①以下の基本情報を上から順に入力いただき、②直近前回に届出された届出資料ファイル（※１）を添えて、下記のメールアドレスまで（※２）お送りください。**
なお、お送り頂きました事前登録シートは、管轄の経済産業局とも共有させて頂きますので、ご承知おきください。

（※１）直近前回に届出された届出資料ファイルは、紙媒体の場合はスキャナファイルを、ワードなど電子ファイルの場合はその電子ファイルを、いずれも日本語届出様式のみお送りください（日本語様式を含む届出資料一式などの形でお送り頂いても構いません）。なお、日本語届出様式が複数となる場合（例：様式第15x2枚、様式第18x1枚）、その複数の届出様式のファイルをお送り頂けますようお願いいたします（左記の例では計3枚）。以下同様です。
（※２）情報セキュリティを確保するため、お手数をおかけし恐れ入りますが、事前登録シート及び届出資料ファイルは、１つのパスワード付きZIPファイルにしていただき、そのZIPファイルと、ZIPファイルのパスワードは、下記記載の別々のメールアドレスまでお送り頂けますようお願いいたします。

１．基本情報の入力

１．届出者の情報を入力してください（届出者が法人代表でない場合には、届出を委任された届出者の情報（例：事業所長、工場長）を記載ください）。

届出者の氏名または名称 （例：経産化学株式会社（法人の名称））	
法人にあっては、その代表者の役職	
法人にあっては、その代表者の氏名	
届出者の住所	

2 事前準備（②e-Govログイン用アカウントの取得）（e-Govを初めて使う方向け）

- e-Gov にログインするためのアカウントが必要
- アカウントは、以下のいずれか1つ
  ① gビズID（1つ の ID・パスワードで様々な行政サービスにログイン可能）
  ② e-Govアカウント（e-Gov が発行するアカウント）
  ③ Microsoftアカウント（マイクロソフトが提供するサービスで利用可能）
- 上記①のgビズID は無料、有効期限がなく年度更新も不要。さらに、届出事業所が複数となる事業者には gビズIDプライムアカウントの取得によって、各事業所ごとのIDを発行可能

e-Govで利用可能なアカウント関連ウェブサイト

① gビズID	https://gbiz-id.go.jp/top/ ※法人として既にg ビズID のアカウントをお持ちか以下のウェブサイトで確認可能 https://gbiz-id.go.jp/top/self_solving/self_solving.html
② e-Gov	https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner
③ Microsoftアカウント	https://account.microsoft.com/account?lang=ja-jp

※申請者情報の設定時に法人番号 (13 桁) の入力が必要ですが、
法人番号は下記国税庁法人番号公表サイトで検索いただけます (**化兵法届出の事業所番号 (8 桁) ではありません**)

https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

2 事前準備(③「e-Gov 電子申請アプリケーション」インストール)

- e-Gov 電子申請には、PCで「e-Gov 電子申請アプリケーション」のダウンロード、インストールが必要
- PC のインストール要件は、以下のとおり

CPU 1GHz以上

搭載メモリ　2GB以上

使用可能ディスク領域　　20MB以上

対応するOSとブラウザ（例：Windows11→Edge、macOS 10.15→Safari 13、等）

以下のURLから
お使いのパソコンに合わせてダウンロード、
インストールいただき、
準備ができましたらマイページに進んでください。

https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/

2 事前準備(④e-Govマイページ:利用者設定①)

● 前頁の「マイページへ」をクリック後、
「e-Gov電子申請アプリケーションを起動」をクリックして開き、e-Gov にログイン

①e-Gov 電子申請アプリケーション起動

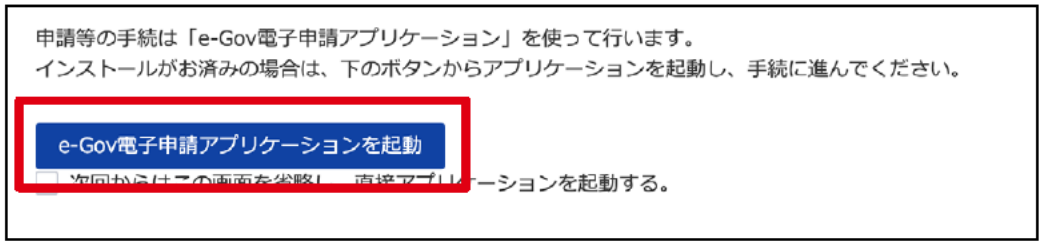

②以下の「e-Gov 電子申請アプリケーションを開こうとしています。」というポップアップが表示された場合は、「開く」をクリック

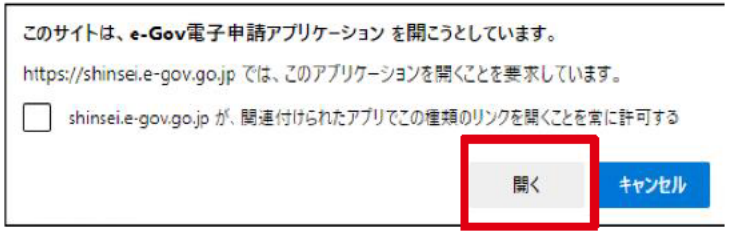

③e-Gov アカウントログイン画面が表示されるので、登録されているアカウントでログイン

e-Gov アカウントでのログイン

G ビズ ID または Microsoft アカウントでのログイン

2 事前準備(④e-Govマイページ:利用者設定②)

- e-Gov にログイン後、画面右上にあるアカウントをクリックし、「利用者設定」を選択
- 「案件ステータス」を“受信する” に変更し、画面右下にある「内容を確認」を押下後、さらに画面右下にある「変更」をクリックし設定完了

アカウント

案件ステータスを“受信する” に変更

3 電子申請(①電子申請ファイル)

- 電子申請のためのファイルはエクセル(Excel2010 以降対応)。
「物質種別」、「予定/ 実績届出別」で、日本語届出様式と英文申告Form を各1ファイルに統合し、
入力するシートは2つに集約(基本情報、届出情報)
- ドロップダウン選択等によって、入力負担軽減と入力不備を極力回避
- ご希望により、過去届出頂いたデータ入力済電子申請ファイル(下書きファイル)を提供可能
(必要箇所だけ修正すれば完成)

※下書きファイルは、予定届出、実績届出それぞれ初回の電子申請用のみの提供となります

- 次回以降は、前回の電子申請ファイルをコピーして再利用可能

①事業所の基本情報を入力する
「基本情報・事業所情報の作成」シートイメージ

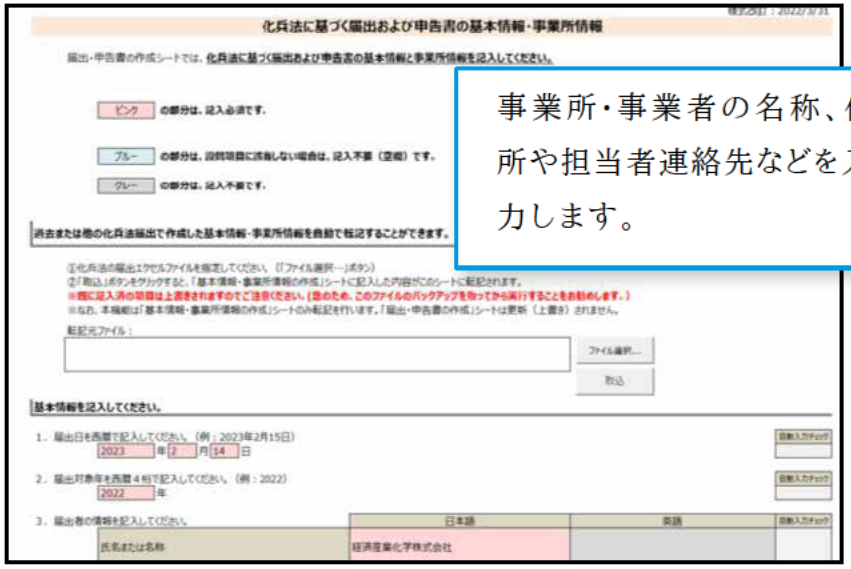

事業所・事業者の名称、住所や担当者連絡先などを入力します。

②届出内容を入力する
「届出・申告書の作成」シートイメージ

届出の内容に関する情報を入力します。

3 電子申請(②電子申請ファイル(シートの入力))

- 入力セルはピンク(必 須)/ ブルー(任 意)/ グレー(入 力 不 要)で色分け
- 基本的には上から下に向かって順に入力し、
  主な入力セルにはポップアップメッセージで入力方法や注意事項等を表示

主な操作・入力作業の流れ

1. 電子申請ファイルを
開き「コンテンツの有効化」を押す(マクロを利用しています)

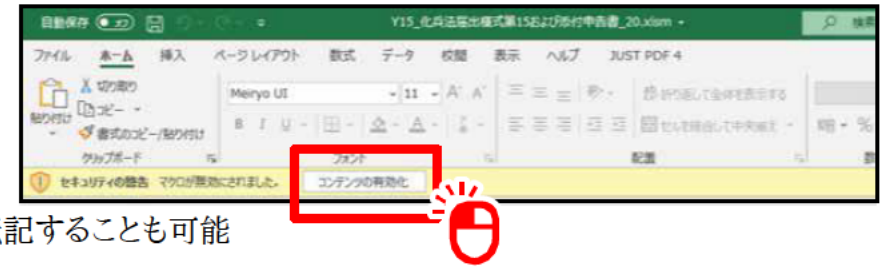

2. 「基本情報・事業所情報の作成」シートを上から入力

- 当該シートは、過去又は他の化兵法届出ファイルの同一シートから情報を取込・転記することも可能
- 届出関係担当者及び国際検査対応関係者欄の最初の1 名は必須入力(同じ方でも可)、3名まで登録可能
- 国際検査対応関係者が届出関係担当者と同一の場合、「届出者転記」ボタンで一括転記可能
- 届出のみの場合は英文申告Form が不要となるため、英文申告関連部分の入力は不要
  (当該欄は「届出・申告書の作成」シートで届出のみを選択した後にグレー(入 力 不 要)となる)

3. 「届出・申告書の作成」シートを上から入力

- 届出様式と英文申告Form の入力範囲がそれぞれブロック化。
  はじめに届出に必要な枚数やプラント数を設定することによって、必要枚数の届出様式、英文申告Form が表示される仕組み

4. シート名冒頭に【" 自動入力】"と書かれた届出様式、英文申告Form シートで、入力済の届出イメージを確認

5. 確認済の電子ファイルを保存して、完成

3 電子申請(③電子申請ファイル(主な注意事項))

- 入力セルの**コピー＆ペーストは行わない**でください(セルの構造が壊れてしまいます)

- 電子申請ファイルの名称はわかりやすいように変更していただいてかまいませんが、
ファイル名先頭の３文字「○○」)は変更しないでください(○○は届出様式番号2桁を示しており、当該文字列がないと電子申請が受理されません)。また、e-Gov では一部の記号文字をファイル名に使うことができません(例:“-”、“_” 等。詳細は以下のe-Gov 電子申請ウェブサイトを参照ください)。
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/notes/filename-letters.html

- **電子申請ファイルの名称は108 バイト以内(全角文字換算で34 文字以内)**としてください
(長すぎるとe-Gov 画面での送信ができません)

- 指定物質輸出入実績届出(様式第２０)の電子申請ファイルでは、
1つのファイルで最大7枚までの届出を入力できます。8枚以上の届出が必要な場合は、当該電子申請ファイルを複数作成してe-Gov からまとめて届出頂けます
(なお複数ファイルのファイル名が同一にならないように調整をお願いします)

- 「基本情報・事業所情報の作成」シートにある事業所情報の入力エリアで記載が必要な**事業所コードがわからない、もしくはお持ちでない場合**は、以下までお問合せください。

・ 化兵法指定物質届出、有機化学物質・特定有機化学物質製造実績届出関連→管轄の経済産業局
・ 指定物質輸出入実績届出関連→経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/toiawase.pdf

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出①)

●作成頂いた電子申請ファイル及び添付資料等は、
e-Gov 電子申請ウェブサイトにログインして電子申請(電 子 届 出)

①e-Gov(https://shinsei.e-gov.go.jp/)にアクセスして「ログイン」をクリック

②e-Gov 電子申請アプリケーションを起動

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出②)

③以下の「e-Gov 電子申請アプリケーションを開こうとしています。」
　というポップアップが表示された場合は、「開く」をクリック

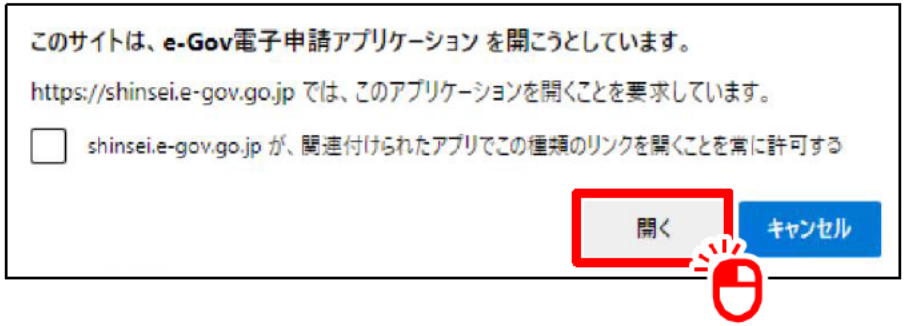

④e-Govアカウントログイン画面が表示されるので、登録されているアカウントでログイン

e-Govアカウントでのログイン

GビズIDまたは
Microsoft でのログインはこちらをクリック

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出③)

⑤画面上のメニューにある「手続検索」から届出される手続を検索

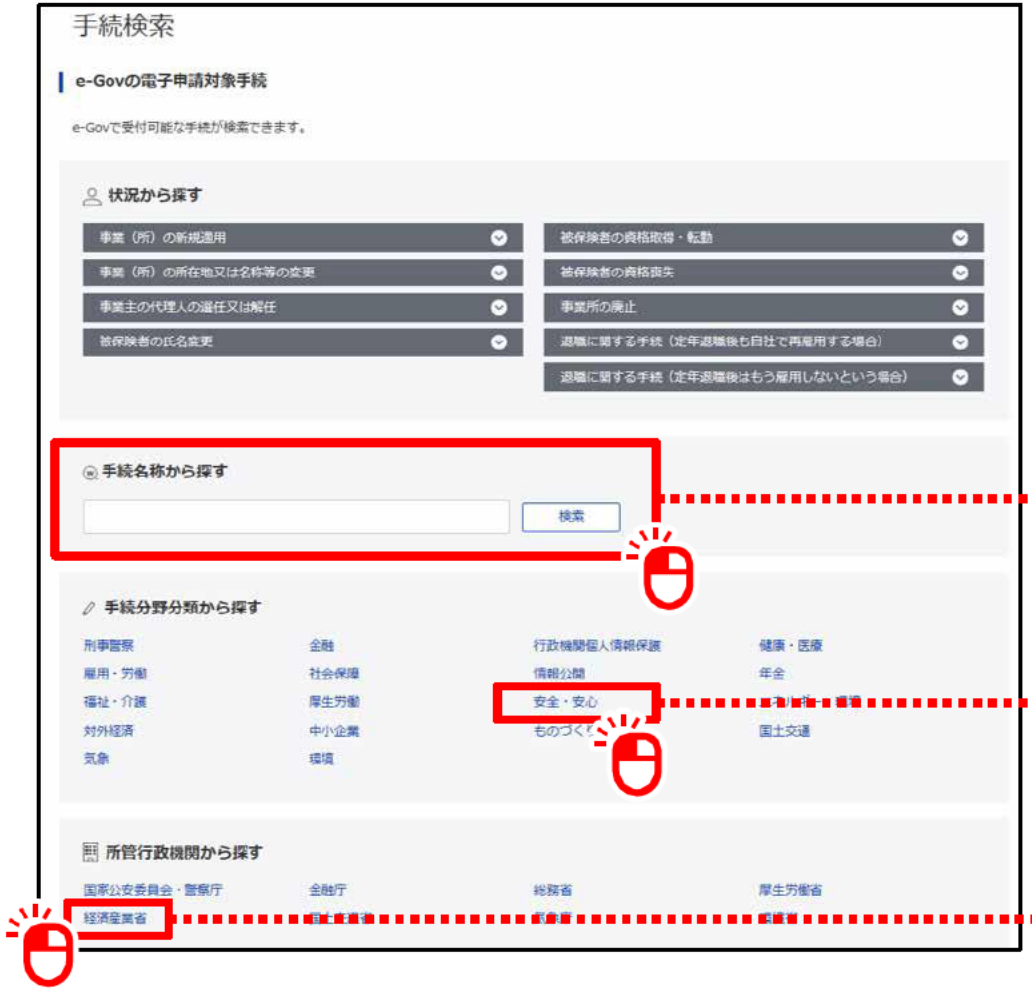

手続名称から探す→「化学兵器禁止法」

手続分野分類から探す→
「安心･安全／化学物質管理／化兵法」

所管行政機関から探す→「経済産業省」

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出④)

⑥届出される手続を選び、「申請書入力へ」をクリック

e-Govで手続可能な届出

化学兵器禁止法　第一種指定物質の製造等･使用予定数量届出
化学兵器禁止法　第一種指定物質の製造等･使用実績数量届出
化学兵器禁止法　第二種指定物質の製造予定数量届出
化学兵器禁止法　第二種指定物質の製造実績数量届出
化学兵器禁止法　指定物質の輸出入実績届出
化学兵器禁止法　有機化学物質又は特定有機化学物質の製造実績届出
化学兵器禁止法　指定物質の製造等･使用予定変更届出

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出⑤)

⑦個別認証ウィンドウが開いたら、個別認証ユーザID 及びパスワード(※)を入力

(※)最終ページのお問合せ先までご連絡ください

⑧「申請書入力」画面で、上から順にまず「1.基本情報」の申請者情報と連絡先情報を確認し、未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押して設定

申請者情報

- 委任を受けて代理人(例: 工場長等)が届出する場合は申請者情報を代理人となるよう修正してください。
- また、法人番号は下記の国税庁法人番号公表サイトで検索いただけます(化兵法届出のプラントサイトコード(8 桁)ではありませんので、ご注意ください)

https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

連絡先情報

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出⑥)

⑨ 続いて「２．化学兵器禁止法　～届出」にある「申請書作成日」を入力し

、

「申請者の情報」を確認、必要に応じて修正

「2.化学兵器禁止法　第一種指定物質の製造等･使用予定数量届出」の例

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出⑦)

⑩「書類を添付」をクリック

⑪「添付書類追加」ウィンドウが開くので、まずは電子申請ファイルを添付

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出⑧)

⑫続いて、添付図面、参考資料、説明資料なども添付される場合は「追加」ボタンを必要書類数だけクリックすることで添付可能。

添付後は、「この書類を提出」の左側にあるチェックボックスを「レ」にし、必要書類が添付されていることを確認して、「添付」ボタンをクリック。

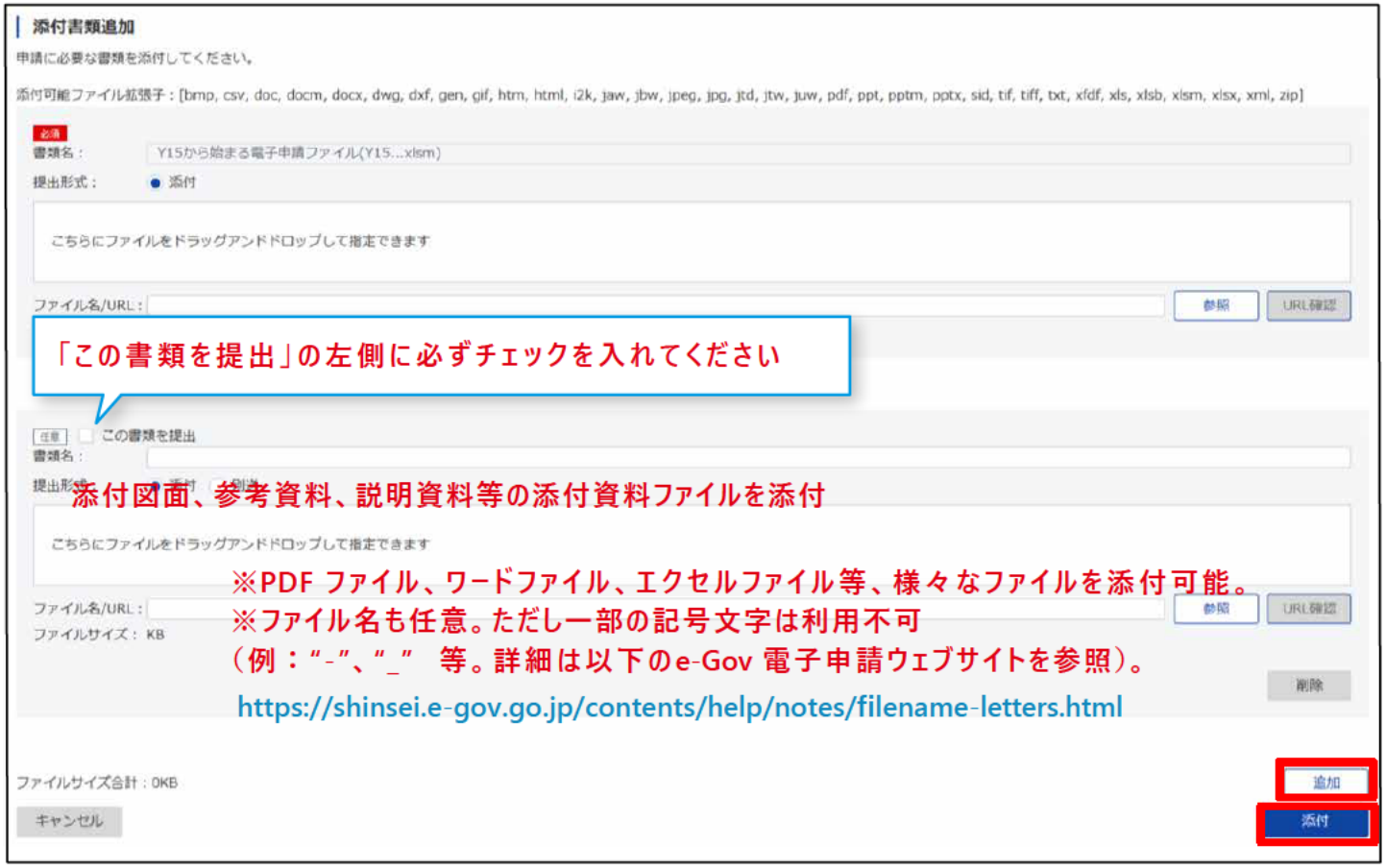

追加ボタンを押すと出ます

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出⑨)

⑬続いて、「提出先を選択」をクリックし、提出先を選択

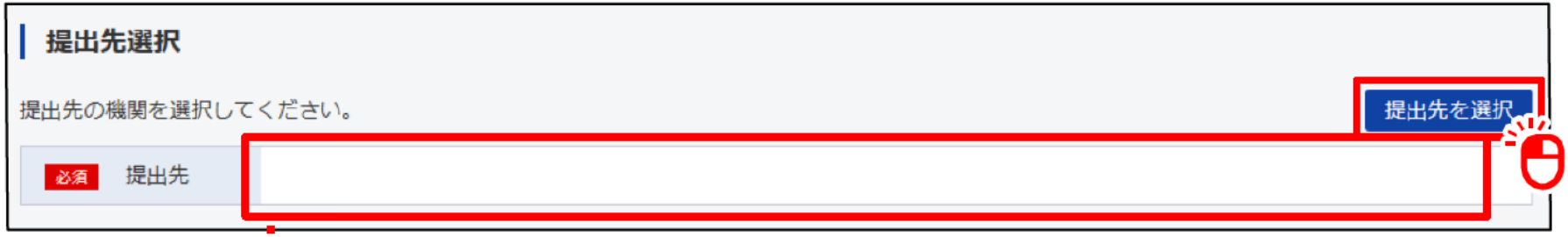

提出先を選択された後、その提出先が表示されますのでご確認ください

⑭画面一番下にある「内容を確認」をクリック
（※必要に応じて「申請データを保存」、「一次保存して中断」でも構いません）

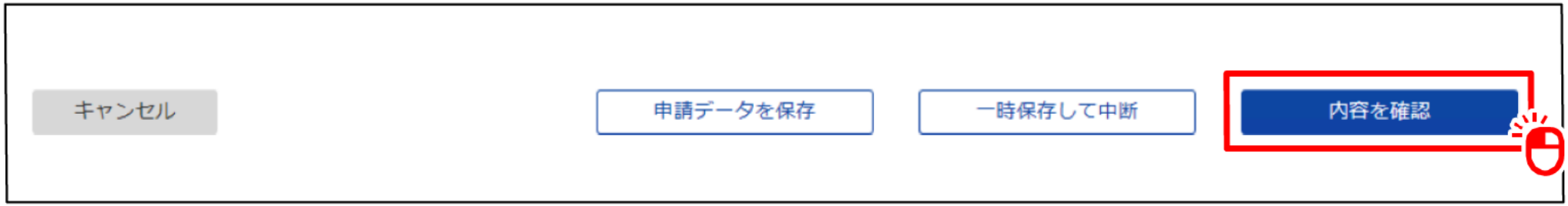

⑮「提出完了」をクリックすると、「到達番号」や「到達日時」が表示され、マイページから審査状況の確認が可能。
なお、電子申請頂いた情報が国際申告されるまでは「審査中」(国際申告を行う時期は、通例、予定届出：10月末頃、実績届出：3月末頃)

3 電子申請(④e-Gov 電子申請ウェブサイトでファイルを提出⑩)（ 主な注意事項）

【届出済であることの確認】

●届出〆切期限までに「審査中」となるようご提出頂けますようお願いします。
「審査中」となっている場合でも、審査の結果、内容の補正が必要な場合は、
電話やメールによる照会、e-Gov 経由にて補正指示が発出される場合があります。

【補正指示について】

● e-Gov 経由にて補正指示がなされた場合は、e-Gov マイページ（または申請案件一覧）から
補正指示がなされた申請をご確認頂き、**補正箇所が部分的であっても、**
補正されたファイルを含め、電子申請されるすべてのファイルの一式を再送頂けますようお願いします。

【拒否発出について】

- **以下のような場合においては申請が受理されず、ステータスは「手続終了（返戻）**となります。
  ・ファイル名がYから始まる電子申請ファイルが添付されていない
  ・すでに届出がされている
  ・事業所コードが経済産業省側のシステムに登録されていない
  ・必須入力項目が入力されていない、など

●その場合は、e-Gov マイページ（または申請案件一覧）から「手続終了（返戻）」となっている
拒否通知の内容をご確認いただき、必要な修正を頂きました後、再提出をお願いします。

4 お問い合わせ先

e-Gov関連

e-Gov 電子申請	https://shinsei.e-gov.go.jp/
e-Gov ヘルプ	https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help
お問合せ	https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact

G ビズID 関連

gBizID	https://gbiz-id.go.jp/top/index.html
gBizID マニュアル	https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html
よくある質問	https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html
お問合せ	https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html

個別認証ユーザーID･パスワード付与、電子申請ファイル関連及び化兵法届出全般

個別認証ユーザーID･パスワード付与及び電子申請ファイル関連

●お問合せメールフォーム

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

化兵法届出全般

化兵法届出･申告関係ウェブサイト	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html
届出先及び届出に関するお問合せ先	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/toiawase.pdf